



平成 19 年 11 月 16 日

各 位

上場会社名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合わせ先 専務取締役 金 昌明
(TEL (048)225-5311)

元取締役に対する責任追及の為の訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作及び江原正人並びに宮田治の配偶者である宮田けい子を相手方として、損害賠償請求及び詐害行為取消に関する訴訟を提起しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提訴するに至った経緯

(1) 損害賠償について

当社は、平成 19 年 5 月 1 日に、約 3 億円程度の債務超過状態にあった株式会社宝屋（以下、「宝屋」といいます。）の発行済み全株式を無償で譲り受けた上で、宝屋に対して 1 億円を出資しましたが、その後、宝屋に債務超過状態の解消の見込みはないことから、当社の連結会計への悪影響を回避すべく、同年 7 月 17 日、宝屋株式を無償で譲渡して 1 億円の特別損失を計上しました。

当社は、かかる宝屋への出資に関して調査するため、同日、外部調査委員会を設置し、宝屋への出資を承認した当時の取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作及び江原正人（以下、「元取締役ら」といいます。）の善管注意義務違反の有無等について諮問したところ、平成 19 年 8 月 24 日付けで、元取締役らの善管注意義務違反を認め、元取締役らが相当額の自主返納に応じない場合には、元取締役らへの損害賠償請求の訴えを提起することを相当する旨の調査報告書（平成 19 年 8 月 27 日付けリリース添付）を受領しました。

その後、調査報告書を踏まえて、当社監査役会及び取締役会において、それぞれ検討を行い、元取締役らに損害相当額の自主返納を求めましたが、元取締役らがこれに応じなかったため、本日、さいたま地方裁判所に、元取締役らに対して損害賠償（1 億 1407 万円〔出資金及び弁護士費用その他〕）を求める民事訴訟を提起いたしました。

(2) 詐害行為取消について

宮田治は、上記の善管注意義務に基づく損害賠償請求を免れる目的で、取締役を退任する日の前々日である平成 19 年 6 月 26 日に、自宅を配偶者である宮田けい子に贈与しました。

そこで、かかる贈与契約を取り消すことについても、併せて訴えを提起しております。

2 . 責任追及の対象

- (1) 宮田治 (元代表取締役)
- (2) 篠田博一 (元取締役)
- (3) 海老原幸夫 (元取締役)
- (4) 宮野公作 (元取締役)
- (5) 江原正人 (元取締役)
- (6) 宮田けい子 (宮田治の配偶者)

3 . 今後の見通し

本訴訟が当社の業績予想に及ぼす影響は現時点ではありません。

以上